

## Beyond SDGs イノベーション学会 会則

### (名称)

第1条 本会は、Beyond SDGs イノベーション学会(Academy of innovation for Beyond SDGs : AIBS )と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を、金沢工業大学 SDGs 推進センター（石川県野々市市扇が丘7番1号）、一般社団法人 BoP Global Network Japan（石川県能美市和光台2丁目35番地）、一般社団法人 Beyond SDGs Japan（東京都港区西新橋3丁目20番1号）の下に置く。本会の事務は上記3団体が連携して行う。

### (目的)

第3条 本会は、SDGs の先を見据えて、研究や教育をとおして、これまでの経済偏重の成長によって生じた歪みを是正し、経済・環境・社会の好循環を基盤とする様々な仕組みを再構築することで、一世代先、二世代先の方々が他人の自由を尊重しながらも、自分の自由を追い求めることが出来る社会を実現することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 学術研究大会、研究会、討論会、後援会、講習会などの開催
- (2) 機関誌及び図書の発行
- (3) 調査及び研究
- (4) 国内外の学会・教会との連携及び協力
- (5) 若者の研究活動等の支援
- (6) 上記に関する実績の表彰
- (7) その他、上記の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第5条 本会の会員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 正会員（種別 A） 本会の目的事業に賛同し、本会の活動及び事業を推進する個人であって、日本学術会議協力学術研究団体の指定の審査事務にあたって団体規定等に指定要件として規定されている研究者の範囲に含まれる者及び大学院博士後期課程在籍者
- (2) 正会員（種別 B） 本会の目的事業に賛同し、本会の活動及び事業を推進する個人であって、日本学術会議協力学術研究団体の指定の審査事務にあたって団体規定等に指定要件として規定されている研究者の範囲に含まれない者

- (3) 正会員（種別 C） 成人している学生（大学院修士（博士前期）課程在学中の学生までをいう）であって、本会の目的事業範囲に関する活動を行っている個人又は本来正会員（種別 B）に該当するものの、日本学術会議協力学術研究団体の指定の審査事務にあたって研究者の割合が半数以上となる要件を満たさなくなる場合に、正会員（種別 B）として入会できない個人
- (4) 正会員（種別 D） 成人していない学生、生徒、児童であって、本会に入会することに関して保護者の承諾を得ており、本会の目的事業範囲に関する活動を保護者の承諾を得て行っている個人
- (5) 法人会員 本会の目的事業に賛同し、本会の活動及び事業を推進する団体
- (6) 賛助会員 本会の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体

#### （入会）

第6条 会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2. 本会に正会員（種別 B）に該当する者として入会を希望する者は、申込時点の本会に入会している研究者の割合の状況により、正会員（種別 B）ではなく正会員（種別 C）としての入会になる場合があることを承諾したものとする。
- 3. 本会への入会申込書を提出し理事会の承認を受けたものは、本会の設立の目的や趣旨、特徴に賛同したものとみなし、目的や趣旨、特徴に反する行動をしてはならない。
- 4. 理事会は、入会申込書を提出したものが第 5 条各号に適合していると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 5. 前各項に関わらず、次の各号の一に該当するものは本会の会員になることはできない。
  - (1) 暴力団等反社会的勢力の構成員及びこれに関係する者
  - (2) 本会において特定の政治的活動および宗教的活動を行うことを目的とする者
  - (3) 本会において営利活動を行うことを目的とする者
  - (4) その他、理事会で不適切と判断された者

#### （入会金及び会費）

第7条 会員は、毎回理事会が指定した期日までに会費を納入しなければならない。

- 2. 正会員（種別 A、B、C、D）は入会金の納入を要しないものとする。
- 3. 正会員（種別 A、B、C、D）は、次の各号に示すような必要経費を要する取組に参加する場合に、個別に必要な費用を都度会費として納入するものとする。
  - (1) 学術研究大会での論文掲載
  - (2) 機関誌での論文掲載
  - (3) 学術研究大会等の会合への参加
  - (4) 前各号の他、第 4 条各号に定める本会が行う事業への参加

4. 法人会員、賛助会員は、会員総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。
5. 会員が資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費はいかなる事由があっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 2 か年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、未納の会費を完納した上、別に定める退会届を理事会に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、会員総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷付け、又は本会の目的に違反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(役員)

第11条 本会には次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上
- (2) 監事 1名
2. 理事のうち、1名を会長とする。
3. 会長以外の理事のうち、3名を副会長とする。

(役員を選任等)

第12条 理事及び監事は、会員総会の決議によって、正会員(種別A)及び正会員(種別B)の中から選任する。

2. 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事には、本会の理事(その親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び使用人が含

まれてはならない。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、会長及び副会長を補佐し、この会則の定め及び会員総会又は理事会の決議に基づき、本会の業務を執行する。
4. 監事は、本会の会計を監査して、その結果について理事会及び会員総会に報告しなければならない。

(役員任期と定年)

第14条 役員任期は5年とする。再任を妨げない。

2. 役員任期は10月1日から起算する。
3. 役員は、連続して3選できない。
4. なお、当面の間、本会の円滑な運営のため前項の規定については適用しない。
5. 役員定年は50歳とする。なお任期中に50歳に達した場合は、その任期満了をもって定年とする。
6. 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
7. 役員は、辞任又は任期満了後においても、第11条に定める定数に足りなくなるときは、後任者が決定するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員と補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、会員総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬)

第17条 役員は無報酬とする。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(理事会)

第18条 理事会は、会長、副会長を含む理事を持って構成する。

2. 理事会は必要に応じて会長が招集する。
3. 理事会は、その構成員の2分の1の賛同を得て、会長に開催を請求することができる。
4. 監事は理事会に出席し意見を述べるができるが、決議に加わらない。
5. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
6. 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
7. 会長、副会長、理事及び監事は、理事会にその代理人を出席させることはできない。
8. 理事会は、必要に応じて e メールもしくはその他の電磁的方法によって招集することができる。その際の決議は投票の形式をとり、返信がない場合は原則承認とみなす。

(会員総会)

第19条 会員総会は、正会員（種別 A）及び正会員（種別 B）をもって構成する。

2. 本会は、毎年1回定時会員総会を開催するものとし、その時期は、第20条に定める会計年度終了の日から3か月以内とする。
3. 理事会が必要と認めたとき、又は正会員総数の3分の2以上の請求があったときは、会長は臨時会員総会を開催しなければならない。
4. 会長は、会員総会の開催に先だち、その会場、次期、議案などを書面又は電磁的方法により会員に通知する。
5. 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。
6. 理事会は、定時会員総会において会務及び会計を報告し、次年度案の承認を求めなければならない。
7. 会員総会の決議は、出席正会員の過半数による。
8. 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
9. 会員総会は、必要に応じて e メールもしくはその他の電磁的方法によって招集することができる。その際の決議は投票の形式をとり、返信がない場合は原則承認とみなす。

(会計)

第20条 本会の経費は、第7条に定める入会金及び会費、その他寄付などをもって充てる。

2. 寄付金を受けることの可否は、理事会の決議による。
3. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第21条 本会の会則の変更は、理事会又は正会員総数の10分の1以上の提案により、会員総会において、出席正会員の3分の2以上の賛成を得て行う。

(解散)

第22条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2. 会員総会の決議により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(支部及び委員会)

第23条 本会は、会務運営及び第4条の事業を遂行するために、支部及び委員会を設置することができる。

2. 支部及び委員会の設置及び解散については理事会の決議を要する。  
3. その他支部及び委員会に関する規則は理事会が別に定める。

(その他)

第24条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

1. この会則は令和3年9月9日より実施する。  
2. 本会の連絡事務所を以下の所に置く。なお、会員からの当学会への事務連絡は、この事務所宛に行うものとする。

(主担当)

〒921-8501

石川県野々市市扇が丘7番1号

金沢工業大学 SDGs 推進センター

(補佐)

〒923-1227

石川県能美市和光台2丁目35番地

一般社団法人 BoP Global Network Japan

〒105-0003

東京都港区西新橋3丁目20番1号

一般社団法人 Beyond SDGs Japan